

議案第45号

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月19日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市公園条例（平成17年山陽小野田市条例第160号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条の3・第1条の4」を「第1条の3―第1条の5」に改める。

第1条の4の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第19条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第2中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山陽小野田市都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第1条の2）</p> <p>第2章 公園等の設置基準（<u>第1条の3—第1条の5</u>）</p> <p>第3章 公園の管理（第2条の2—第11条）</p> <p>第4章 工作物等の保管の手続等（第11条の2—第11条の6）</p> <p>第5章 雑則（第12条—第16条）</p> <p>第6章 罰則（第17条—第19条）</p> <p>附則</p> <p><u>（運動施設の敷地面積の基準）</u></p> <p><u>第1条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第1条の2）</p> <p>第2章 公園等の設置基準（<u>第1条の3・第1条の4</u>）</p> <p>第3章 公園の管理（第2条の2—第11条）</p> <p>第4章 工作物等の保管の手続等（第11条の2—第11条の6）</p> <p>第5章 雑則（第12条—第16条）</p> <p>第6章 罰則（第17条—第19条）</p> <p>附則</p>

第19条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

別表第2（第10条関係）

1 (略)

2 都市公園を占用する場合

占用物件名	単位	使用料の額
(略)	(略)	(略)
法第7条第1項第1号に規定するもので上記以外のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
(略)	(略)	(略)

3 (略)

備考 (略)

第19条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

別表第2（第10条関係）

1 (略)

2 都市公園を占用する場合

占用物件名	単位	使用料の額
(略)	(略)	(略)
法第7条第1号に規定するもので上記以外のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
(略)	(略)	(略)

3 (略)

備考 (略)